

令和4年度美味しまね農産物の販路拡大事業 提案競技仕様書

1. 目的

都道府県 GAP の中で、国際水準 GAP として全国第一号で認められた美味しまねゴールドのブランディングに向けた販売戦略の策定と販売戦略に基づく情報発信や販売の実施、検証を行い、美味しまね認証農産物のブランド力や販売力の強化につなげる。

2. 委託業務名

令和4年度美味しまね農産物の販路拡大事業

3. 委託期間

契約日～令和5年3月15日

4. 委託料上限

20,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 委託業務内容

- (1) 美味しまね（GAP 認証）農産物の販売方法、情報発信等の現状分析
- (2) (1) に基づく美味しまね認証のブランディングに向けた県内、県外向け販売戦略の策定
・「ターゲットの詳細」、「強み」、「打ち出し方」等
- (3) 販売戦略に基づいた PR・販売の実施
- (4) (3) の効果検証
- (5) ブランディングに向けた提言

6. 企画提案時の留意事項

- (1) 販売戦略に基づいた PR・販売の実施エリアについては、県内及び首都圏とすること。
- (2) ターゲットは消費者とするが、飲食店、小売店、流通業者等が実施可能な取り組みについても提案すること。
- (3) 特定の品目に限定した戦略ではなく、全ての美味しまね農産物を対象とすること。
- (4) 販売戦略に基づいた販売および検証のひとつとして販売イベント（店頭を含む）を県内・首都圏で各一回は実施すること。
- (5) PR 方法等については、番組制作、スポット CM、SNS 等を想定しているが、効果的な媒体がある場合はその限りではない。

7. 県との調整

- (1) 受託者は、受託後に、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、県と月1～2回程度の定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- (3) 受託者は、毎月の進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。

8. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

9. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、SNS 及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

10. 成果品

(1) 報告書

原稿データ（word）及びPDFファイル及び同データを紙媒体に印刷したもの1部

(2) 概要書

報告書の概要をまとめたもの。

原稿データ（word）およびPDFファイル及び同データを紙媒体に印刷したもの1部

(3) その他制作物

制作物（映像、画像データ、販売促進資材等）

ファイル形式等の詳細は県と協議のうえ決定すること

11. 納入場所

島根県農林水産部産地支援課

12. その他

- (1) この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、県が指示した場合は、事業の停止または事業内容の見直しをすること。